

平成21年11月20日（金）

於・都道府県会館「401号室」

水産政策審議会

第44回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会第44回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成21年11月20日 午後1時30分

閉会 平成21年11月20日 午後3時45分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	櫻本 和美	須能 邦雄	寺本 紀久	東村 玲子
	宮原 邦之	安元 杏		

特別委員	金田 一義	嶋野 勝路	高橋 健二	徳島 惇
	中田 邦彦	西野 正人	能登 博之	濱田 健二
	八木田和浩	山田 邦雄		

3 水産庁側出席者

山下水産庁次長	本村資源管理部長	成子増殖推進部長
徳田企画課長	内海管理課長	木島資源管理推進室長
長谷沿岸沖合課長	花房遠洋課長	香川漁場資源課長

4 議 事

別紙のとおり

開 会

○内海管理課長 定刻になりましたので、まだ特別委員の方でおくられている方がいらっしゃいますが、ただいまから第44回資源管理分科会を開催いたします。

まず最初に日程調整の関係で、本分科会の開催が変更になりましたことにつきまして、委員、特別委員の皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことについて、おわびをいたします。

続いて、9月1日付人事異動で水産庁幹部の異動がございましたので、御紹介させていただきます。

遠洋課長の花房克磨でございます。

それから私、管理課長の内海でございます。よろしくお願いいたします。

委員の出席状況

○内海管理課長 それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員9名中、山下委員、梶委員、福島委員が所用のため欠席でございます。6名の方が出席いただいておりますので定足数を満たしており、本日の資源管理分科会は成立していることを御報告申し上げます。

配付資料の確認

○内海管理課長 審議に入ります前に、お手元の資料を御確認いただきたいと思います。

まず最初に、本分科会の議事次第の紙が1枚ございます。その次に資料一覧の紙がございます。資料1が、この分科会委員・特別委員の名簿。資料2が、小型捕鯨の公示についてという諮問。資料3は、中型サケ・マス流し網漁業の公示の諮問でございます。資料4は、今回のTACの変更に関する基本計画の検討等についての諮問の紙がございます。そ

の下に別紙がついておりまして、資料4の枝番がついたものがそれぞれ、TAC変更、TAE変更の資料になりますが、資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8と続いております。以下は報告事項にかかわる資料ですが、資料5が、第1種特定海洋生物資源の採捕数量についての紙でございます。資料6が、指定漁業の許認可の状況について。資料7が、諸外国の漁業制度に係る調査等についての報告。資料8は、「TAC設定魚種の見直し及びモニタリングの強化について」という表題のついた資料でございます。

以上が資料でございますが、もし欠けております資料等ありましたら、事務局に御指示いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

議 事

(諮問事項)

①諮問第165号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の 公示について

○内海管理課長 それでは議事に入りたいと思いますので、分科会長、ひとつよろしくお願いたします。

○櫻本分科会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が3件、報告事項が4件でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いたします。

それでは早速、諮問事項に入りたいと思います。諮問第165号「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 資料2でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

21水管第1632号

平成21年11月20日

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美 殿

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

(諮問第165号)

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成22年4月1日から平成23年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1枚おめくりいただきたいと思えます。まず、指定漁業でございます小型捕鯨業の許可の有効期限は、平成22年3月31日に満了いたします。それに伴いまして、引き続き許可を継続する必要がございますので、別紙の公示案を定めてございます。

別紙は次のページからでございます。この中で許認可の公示を行っておりますが、現行のものと同じ内容を踏襲いたしております。隻数は表の下段にございます9隻でございます。本年と同様でございます。

次のページをごらんください。許可又は起業の認可を申請すべき期間でございますが、答申をいただきましたら早速公示をいたしまして、平成22年3月12日までということで、3カ月間の期間を申請期間に充てたいと考えております。

備考でございますが、この許可に係る有効期間は対外的な関係で、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間というものを定め、また2にございますように、鯨の種類ごとの制限または条件を定める予定でございます。

2枚めくっていただきますと、毎年の小型捕鯨業の捕獲実績を参考として添付いたしております。その表の2ページでございますが、一番右の欄、平成21年度はトータルで許認可隻数が9隻でございます。まずミンク鯨につきましては、IWCの場でモラトリウムとなっております。捕獲枠を0としております。それ以外の鯨種につきましては、IWCが管轄しております鯨の種類以外ということで、ツチ鯨、ごんどう鯨、その他というのが掲げられております。このその他というものは、すべておきごんどうでございます。

これらの鯨を捕獲対象にいたしておりますが、この3種類の鯨におきましては、それぞれの資源量に応じて、上段にございます採捕枠を定めまして操業の管理をいたしております。21年度につきましては現在操業期間中のため、20年度の操業実績について御報告い

たしますが、ツチ鯨 64 頭、ごんどう鯨 20 頭、その他おきごんどうは 0 頭となっております。

以上が諮問の内容と、モラトリアム以降の推移でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第 165 号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは異議がないようですので、そのように決定いたします。

②諮問第 166 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます
流し網漁業（日本海の海域）の公示について

○櫻本分科会長 続きまして、諮問第 166 号「漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（日本海の海域）の公示について」、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○花房遠洋課長 お手元の資料 3 に基づき、説明させていただきます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

21 水管第 1633 号

平成 21 年 1 月 20 日

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美 殿

農林水産大臣 赤 松 広 隆

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
（日本海の海域）の公示について（諮問第 166 号）

日本海の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効

期間を平成22年3月20日から平成23年3月19日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案の基本的内容でございますが、2ページに説明がございますのでお開きください。今回諮問いたしますのは、日本海の海域で操業するさけ・ます流し網漁業でございます。この漁業は例年3月下旬から操業が始まりますので、通常公示期間を確保するため、今回公示についての諮問をいたす次第です。

平成22年度の許可又は起業の認可の隻数につきましては、平成21年度の公示隻数から廃業した2隻を減じ、4隻にしたいと考えております。それ以外の操業条件の変更はございませんが、操業期間につきましては従来どおり3月20日から開始し、終了日は我が国の二百海里水域内におきましては7月10日までとし、申請期間は公示の日から翌年2月28日までといたしたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問第166号につきましては、原案どおりということによりでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 では、そのようにさせていただきます。

③諮問第167号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

○櫻本分科会長 それでは、次の諮問事項に入ります。諮問第167号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○内海管理課長 諮問第167号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」の御説明を行います。

お手元の資料4が今回の諮問内容でございます。まず、諮問文を朗読させていただきます

す。

21水管第1684号

平成21年11月20日

水産政策審議会

会長 櫻本和美 殿

農林水産大臣 赤松広隆

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく

基本計画の検討等について（諮問第167号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成20年11月14日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

本諮問では、3つのパーツがございます。一つは、本年21年のマアジ、マイワシ、サバ類のTACの改定及び追加配分を行いたいと考えております。2点目としまして、平成22年のTACの設定を行いたい。3点目としまして、平成22年の漁獲努力可能量、これはTAEと読んでおりますが、これの設定を行いたいという3点について、御審議をお願いしたいと考えております。

少しボリュームがありますので、簡単に説明をしていきたくと思います。まず最初に、21年TACの改定及び追加配分について説明をさせていただきます。資料の中身を説明します前に、TACの期中改定と追加配分の仕組みについて、簡単に御説明をさせていただきますと思っております。

TACの期中改定については大きく分けて2つのケースがございます。

まず一つ目のケースですが、これは資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込まれる場合に資源を再評価しまして、これに伴いABCを再計算してTA

Cを改定するというものであります。この場合、実質的にT A Cが増加することになりますので、従来の配分ルールに基づき、各県などへの配分も自動的に増枠されることとなります。採捕数量の管理も、改定したT A Cの数量の枠内におさまるよう管理をしていくという形になります。

2つ目のケースですが、これはマアジ、マイワシ、サバ類といった浮き魚資源について、その年によって漁場が偏って形成されるわけですが、その漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県への追加の配分を行うために実施するものであります。

この漁場形成の偏りに対応するために、平成 20 年まではT A Cの内数として調整枠を設けておりました。ただ、そもそも調整枠の存在自体が、A B CとT A Cの数量が異なる原因になるということで、なかなかそれを含んだ枠の設定に理解いただけないという状況もございまして、これを平成 21 年から撤廃しまして、基本的にA B C = T A Cということで、T A Cの設定をすることといたしておりますことから漁場形成の偏りに応じて追加配分を行う毎に、この部分についてT A Cの数量を変えていくということで、必要になった措置であります。

ただし、この場合は先ほどのケースのように、資源全体の状況が改善されたわけではありませんので、採捕の数量は変更前のT A Cを目安に管理をしていくということにしております。この変更前の数量を、計画上は「基礎とする数量」ということで中に残しております。

以上、期中改定については2つのケースがあることを前提に、今回の 21 年T A Cの改定について御説明をさせていただきます。資料はいろいろボリュームがありますが、21 年T A Cの改定については資料4 - 3が基本の資料になりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

まず、マアジについて御説明をいたします。マアジにつきましては先ほど説明しましたケースの2番目、つまり漁場形成の偏りに対処するために追加配分を行い、これに伴うT A C改定というケースに該当いたします。

資料4 - 3の3ページのグラフをごらんいただきたいと思っております。このグラフは各県の各年ごとの累積採捕数量を月を追って図示したものであります。本年平成 21 年の採捕数量は赤い線で図示しております。今回、このグラフの上にあります島根県、長崎県、鹿児島県の3県へ追加配分を行いたいと考えておるものであります。

まず島根県ですが、今漁期は当初から中型まき網による1歳魚を主体とした漁獲が好調

に推移しておりまして、また0歳魚の高水準の来遊も予想されていると。今後は過去5年平均ペースでの漁獲が見込まれるということで、資料の2ページ目、マアジの島根県の欄にその数量の変更を記載しておりますが、現行3万4,000 tに6,000 tを追加し、4万 tに改定をしたいと考えております。

次に長崎県ですが、今漁期は8月以降中型まき網において前年を上回る漁獲が見られており、漁海況予報でも来遊水準は昨年を上回ると予想されております。今後も昨年を上回る漁獲が見込まれることから、資料2ページの長崎県の欄にありますように、2万1,000 tから2万2,000 tに改定したいと考えております。

最後に鹿児島県ですが、近年7月から9月の漁獲は低調でしたが、今漁期は7月以降中型まき網において好調な漁獲が見られており、また漁海況予報で来遊水準は平年を上回ると予想されておりまして、今後は過去に同様な漁獲傾向が見られた平成10年及び11年並みのペースでの漁獲が見込まれるということで、これも資料の2ページにありますように、5,000 tから6,000 tに改定をしたいと考えております。

マアジについて、合計8,000 tの追加配分になりますが、資料4-3の1ページに、その部分をまとめて載せております。左側のマアジの漁獲可能量の欄を見ていただきたいと思いますが、基本的にこれまでありました20万 tに、追加配分の8,000 tを上乗せしました20万8,000 tが改定後のTACとなりますが、実質的に採捕数量の管理の目安、「基礎とする数量」は、先ほど説明しましたように20万 tのままという形で管理を行っていくこととなります。これがマアジです。

なお、このTACに関する今漁期の最終的な採捕の見込み数量ですが、1月から9月までの実績を、過去5年ベースで延ばして計算した結果、大臣管理漁業も含め採捕の総量の見込みは15万 t程度でありますので、「基礎とする数量」の20万 t以内になるものと考えております。

次に、マイワシについて御説明をいたします。マイワシにつきましては、先ほど説明をいたしました期中改定の2つのケースのうちの最初のケース、つまり資源の再評価に伴い、TACを改定するケースに該当をいたします。

資源の再評価については資料4-6に概要をまとめておりますので、資料4-6を御参照いただければと思います。4-6の3ページにマイワシの漁獲可能量(TAC)案についてということで、資料をまとめております。マイワシの資源状態、近年のABCの数量、TACの数量をここにまとめておきましたが、上のほうの表でABC limitと書かれた部

分がございませう。この青色で塗られた欄が、21年漁期の当初のABCと再評価後のABCという形になります。

ごらんとおり、太平洋系群については2007年級群及び2008年級群の親魚になると想定される量が上方修正されたということで、ABCがここにあります4万3,000tから5万5,000tに更新をされております。

また、対馬暖流系群につきましては、これは参考値という形で算出をされている数量ですが、これが9,000tから6,000tになるということで再評価を加えた結果、ABCについての2つの合計値は5万2,000tから6万1,000tになります。

これに合わせまして、右側に記載がありますTACについても、青色の欄が今回の措置の欄であります、21年TACをABCに合わせまして、5万2,000tから6万1,000tに改定するという内容でございます。

漁業種類に対する配分ですが、資料4-3の1枚目に記載をしております。マイワシについては左側にありますように、TACを5万2,000tから6万1,000tに改定する。これに伴いまして、大中型まき網への配分量も従来の配分ルールに基づきまして、3万tから3万5,000tに自動的に改定するというものでございます。

なお、マイワシの都道府県への配分につきましては、後ほど来年のTAC配分のところでも御説明しますが、これまでも数量配分を行っておりません、すべて若干いう形での配分を行っており、今回変更はございません。

続きまして、サバ類について御説明をさせていただきます。サバ類につきましては、先ほど説明しましたケース1とケース2、TACそのもの、ABCの数量が変わることと、漁場形成によって変わるという両方のケースが重なった改定の内容になっております。

まず、サバ類の資源の再評価について御説明をしたいと思っております。資料4-6の4ページに、サバ類のABCとTACについてまとめております。先ほどのマイワシと同じく、表の左側にありますABC limitの青色の2列が、当初ABCと再評価後のABCを記載しております。

ごらんとおり、各系群別のABCはマサバの太平洋系群については18万6,000tから19万6,000tに、マサバの対馬暖流系群については10万7,000tから12万9,000tに、ゴマサバの太平洋系群については、特に2009年級群の加入見込みが大幅に上方修正されたということで、9万4,000tから19万1,000tにふえております。

一方、ゴマサバの東シナ海系群については、7万9,000 tから5万9,000 tに減少しているということで、それぞれの数字が更新されておまして、合計で46万6,000 tから57万5,000 tという数量になります。

この再評価結果をもとにTACを改定するわけですが、サバ類につきましては管理期間が7月から翌年6月ということで、現在は漁期の半ばであります。現時点で漁期末までの漁獲見込みがなかなか立てにくいということもございます。

それから、ゴマサバの太平洋系群がかなり増えて上方修正が行われているということですが、マサバについては現在資源回復計画による未成魚保護に取り組んでおまして、より早期に親魚量の回復を図ることが望ましいということで活動を続けてきております。

こういったことを勘案しまして、今回はABCの増加分のうち、およそ半分の6万tをTACの増枠に充てて、残りについては今後の漁獲状況を踏まえて必要に応じ、TAC増枠を検討することが適当ではないかと考えております。こういうことから、実質的なTACを46万6,000 tに6万t加えた52万6,000 tということで、この部分でTACの管理を行ってはどうかと考えております。

次に、この数量に加えましてケース2、つまり漁業形成の偏在による都道府県への追加配分の数量が加わることになります。これは資料4-3の5ページのグラフに、マサバ及びゴマサバの漁獲量とTAC枠ということで、各県の状況を記載しております。先ほど御説明しましたとおり、サバ類についてはまだ漁期半ばですが、島根県においては当初から中型まき網による1~2歳魚を主体とした漁獲が好調に推移しておまして、現在集計中ながら、10月分の漁獲量は過去最高の昨年を上回る見込みとなっております。また今後も、前年並みの来遊が予想されているという中で、過去5年平均ベースでの漁獲が見込まれますが、具体的数量については漁期の半ばであることを考慮しまして、当面2月までに漁獲が見込まれる数量を、そこに載せて改定したいと考えております。

すなわち現行1万tの当初配分に、先ほどのケース1による自動枠、これはABCが変わりましたので、それに伴って各県配分も変わるわけですが、これによる自動増枠でまず2,000 tが追加になり、これにさらに9,000 tを追加して、最終的に2万1,000 tに改定するという対応したいと考えております。

このサバ類についてまとめますと、資料4-3の1ページの左側のマサバ及びゴマサバの欄をごらんいただきますと、当初で設定しました46万6,000 tにケース1での再評価、ABCの再計算によるものが6万t加わりまして、ケース2の島根県への追加配分9,000

t が加わって、合計は 53 万 5,000 t という改定の数字になります。

ただし、先ほど申し上げましたように、漁場形成の変化による数量については、実質的な管理の目安からは外すということで、「基礎とする数量」、実質的な採捕数量の管理の目安とする数量については、島根県配分分を除く括弧で書いてある 52 万 6,000 t で、T A C を管理していくという形で運用していきたいと考えております。

なお、今漁期の採捕見込みにつきましては、まだ漁期半ばですので参考程度ですが、7 月から 9 月までの実績を過去 5 年ベースで引き伸ばして計算しますと、大臣管理漁業も含めた採捕総量の見込みが 39 万 5,000 t 程度でありまして、基礎とする数量 52 万 6,000 t 以内にはおさまるのではないかと考えております。以上が、今年の T A C の改定という形になります。

続きまして、22 年の T A C の設定について説明をさせていただきたいと思っております。まず、今回の改定にかかわります個々の特定海洋生物資源の動向について、漁場資源課長から御説明を申し上げます。

○香川漁場資源課長 座って説明させていただきます。資料 4－7 をお願いいたします。

水産庁におきましては、毎年さまざまな調査、解析を実施しております。その結果に基づきまして資源評価を行い、資源の状態の把握でありますとか、A B C の算出を行っているところでございます。

また、昨年度の資源評価より、評価結果の表示方法について見直しを行っております。今までは、一つの漁獲シナリオに基づいて算出した A B C のみを提示しておりましたが、同じ資源状態でありましても前提条件が変われば、算出される A B C も変わってまいります。例えば、現在の資源水準が低位にあり、回復を要する資源について考えてみたときに、5 年で回復させるのか、10 年で回復させるのか、あるいはどの水準まで資源の回復を目指すのかといった、さまざまな資源管理のバリエーションがございます。

そのためにこれに対応すべく、複数の漁獲シナリオによる A B C を提示いたしまして、あわせてそのシナリオについてのリスクを伴い、わかりやすい形で提示をして、T A C 設定の検討のために提示をしております。

資源評価に使用する用語については、資料 4－7 の表紙の下のほうをごらんください。ここに資源水準の定義、資源動向の考え方、それから A B C あるいは C P U E とか B limit、B ban という定義をしております。

この中で、C P U E までによくお聞きになられる用語だと思っておりますが、B limit につい

ては、資源回復措置の発動がなされる資源あるいは親魚量の閾値ということで、かなり資源が下がってきたときに、どこかの時点で資源の回復を図るために、漁獲量の削減をするなり、そういう措置をとるべき資源の水準ということでございます。

それからB ban というのは、さらに資源がそれより減少して禁止をする、あるいはそれに準じた措置をとるべき、提言をするべき閾値ということで、資源水準としてはこれ以上下がると禁止、あるいはそれに準じたような措置をしなければいけない資源水準ということで、かなり低いものでございます。

今から魚種別に、最近の資源評価を御説明していきたいと思っております。魚種別にやりますので多少時間がかかるかと思いますが御容赦いただいて、説明をさせていただきたいと思っております。

めくっていただいて、まずサンマの太平洋北西部系群でございます。サンマにつきましては、2008年の漁獲量は34万tということで、久しぶりに30万tを超えております。C P U Eも高い水準でございます。

また、資源量も400万t前後で安定して推移しておりまして、資源は高位、動向としては横ばいというふうに判断しております。

今後の必要な親魚量を確保することを基本といたしまして、2ページの右下にございますが、真ん中に「2010年漁獲量」という項の、ここがA B Cでございます。左側の52万tというのはすべての水域と、括弧の中が日本の水域でのA B Cで、30万5,000tから117万2,000tまでと算定をしております。さっき申し上げた、複数のシナリオに基づくものでございます。

次をめくっていただいてスケトウダラにつきましては、北海道、東北周辺を4つの評価単位に分けて評価をしております。まずスケトウダラ太平洋系群でございますが、4つの評価単位の中で最も大きな資源でございます。近年、卓越した年級群の発生が見られていないということでございまして、資源量につきましては右側のページにございますが、減少傾向にございまして、2008年は過去最低の80万4,000tというレベルにございます。

しかしながら、いわゆる再生産に寄与しています親魚量は、2008年は25万5,000tで安定しております。先ほど申し上げましたB limit15万4,000tより高いという状況でございます。このような状況を踏まえまして、A B Cを算出しております。

A B Cにつきましては、親魚量をB limit 以上に維持することを基本といたしまして、ここにありますように9万1,000tから13万tを算出しております。これがスケトウダ

ラの太平洋系群でございます。

次をめくっていただきますと、スケトウダラの日本海北部系群でございます。これは、北海道の日本海側に生息しているスケトウダラでございます。資源量は 2006 年級群の加入が良好であったため、2008 年度の資源量は 12 万 t に回復をいたしました。いずれにしても資源水準は依然低位で減少でございます。

親魚量は 2008 年が 3 万 6,000 t でございます。B limit として 14 万 6,000 t を設定しておりますが、これを大きく下回らして、B ban の 3 万 t をわずかに上回るような状況でございます。2010 年度以降に加入が良好な 2006 年級群が成熟をしております。一時的ではありますが、親魚量が回復されると推測されております。親魚量の回復を基本といたしまして、A B C をこのページにございますように、900 t から 9,700 t と算出をしているところでございます。このスケトウダラ日本海北部系群につきましては、資源回復計画の対象魚種として、漁獲努力量削減の取り組みが進行しているというふうになっております。

続きまして、スケトウダラのオホーツク海南部系群でございます。これにつきましては、ロシア海域からの来遊もございまして、ロシア海域の漁獲状況が不明で評価が非常に困難ということで、資源のための A B C の算出は行っておりません。日本水域での状況から見て資源は低位、動向は増加傾向と判断をしております。

一方ロシア水域では、2005 年級群が高豊度であるという情報も得ております。

次に、その右側のページにございますスケトウダラの根室海峡系群でございます。これも同じような状況でございます。ロシアとの関連もございまして A B C の算定は行っておりません。漁獲量は非常に減少してございまして、ピーク時の 1 割を下回るような水準でございます。資源としては低位で横ばいという判断をいたしているところでございます。

次にめくっていただきまして、マアジでございます。マアジは太平洋系群と対馬暖流系群に大別をしております。まず太平洋系群でございますが、親魚量は 2008 年は 2 万 6,000 t でございますが、この数値は B limit であります 2 万 4,000 t を上回っております。そのために資源の回復措置は必要といたしません。将来的に親魚量水準を維持していくためには、若干の漁獲量の削減が望まれるところでございます。資源水準としては中位で、動向としては減少でございます。このような資源水準を踏まえまして、右のページにございますように、A B C は 2 万 9,000 t から 3 万 t を算定いたしております。

続いて 1 ページめくっていただきまして、マアジの対馬暖流系群でございます。これは

特に日本の西のほうに中心的に産卵場を持っている資源でございますが、親魚量は 2008 年が 21 万 t でございまして、B limit である 15 万 t を上回っておりまして、いわゆる資源の回復措置は必要としていないということでございます。

資源水準は中位で、動向としては減少傾向にございます。資源量や親魚量の水準をこのまま良好な範囲で維持することを基本といたしまして、我が国水域での A B C につきましては、右側にございますように 14 万 5,000 t から 19 万 4,000 t を算定いたしております。これについては先ほどと同じように、括弧の中の数値というふうに御理解ください。

続きまして、めくっていただきましてマイワシにつきましては、太平洋系群と対馬暖流系群に大別をしております。御承知のように、非常に長期の単位で大きく変動する資源ということでございます。

まずマイワシの太平洋系群でございますが、資源として極めて低い水準でございます。漁獲量や資源水準も非常に低いということで、近年は低いまま横ばいという状況でございます。親魚量水準が 7 万 8,000 t ございまして、B limit が 22 万 t でございますので大きく下回っているということ。それから、再生産成功率も依然として非常に低いということから、急速な回復はなかなか望めないという状況でございます。資源としては低位で横ばいでございます。

A B C としましては、親魚量水準の増大を図ることを基本といたしまして、5 万から 6 万 t を算定いたしております。この右側の下のほうの数値でございます。

さらに中期的管理方針に従いまして、親魚量の維持をするというシナリオも A B C に加えております。それは 6 万 5,000 t という④のシナリオでございます。

めくっていただきまして、次はマイワシの対馬暖流系群でございます。これも資源水準は低位で、動向はやや増加と判断をしております。漁獲量が 1 万 t を超えるなど回復の兆しが見えておりますが、まだその水準は低いということでございます。対馬暖流系群につきましては、資源量推定の不確実性が高いので A B C は算定をしておりません。専獲を避けて混獲程度の漁獲にとどめるということを提言しております。

次にめくっていただきまして、サバ類でございます。サバ類は、太平洋系群をマサバ、ゴマサバ、日本海、東シナ海に分布する対馬暖流系のマサバ、それから東シナ海系のゴマサバに大別をしております。

まず、マサバ太平洋系群につきましては、2004 年級群及び 2007 年級群の加入が良好でございまして、そのため、資源量は最低水準を脱しつつあるという状況でございます。2008

年級群につきましては余り期待はできませんが、2009年級群は比較的良好な加入が見込めるというふうに推測をしております。

しかしながら、親魚量であります2008年の15万tは、B limitであります親魚量45万tを依然として下回るという状況でございます。資源水準は低位で横ばいでございます。

この太平洋系群につきましては、親魚量がまだB limitを下回っておりますので、B limitへの回復を目標といたしまして、右のページにありますようにABCを7万7,000tから22万5,000tと算定をしております。これにつきましても、資源回復計画の対象系群として努力量削減の取り組みが進行中でございます。

次をめぐっていただきますと、マサバ対馬暖流系群につきましては、資源水準は低位、資源動向は増加と判断をしております。親魚量であります2008年14万8,000tを、B limitであります24万7,000t水準に回復させることを目的として、ABCを右のページにありますように9万5,000tから12万9,000tと算定しております。この資源につきましても、現在の親魚量がB limitを相当下回っているということでございます。

これに加えまして、中期的管理方針に従いまして、親魚量維持シナリオ13万3,000tについてもABCを算定しております。これも同様に、今申し上げた数値は括弧の中の数値ということで、日本水域の数値でございます。

次にめぐっていただきましてゴマサバにつきましては、資源は高位にございますが、近年少し加入が落ちておりまして、動向は減少というふうに見ております。親魚量の2008年15万4,000tは、B limitであります3万6,000tを十分に上回っているという状態でございます。親魚量をB limit以上に維持することを基本に、右側のページにありますようにABCを11万2,000tから22万5,000tと算出をしております。

続きまして、めぐっていただきましてゴマサバの東シナ海系群でございます。資源水準は中位、資源量、漁獲量ともにやや減少でございます。親魚量につきましては2008年が4万2,000tでございまして、B limitの3万8,000tを上回っております。親魚量をB limit以上に維持することを基本に、我が国水域でのABCを右側のページにありますように、4万3,000tから5万8,000tと算定をいたしております。

次をめぐっていただきましてスルメイカにつきましては、産卵時期や分布の違いで秋季発生系群と冬季発生系群に分けて評価をしております。海洋環境によって変動が大きく、資源動向に注意する必要がある資源でございます。

まず冬季発生系群でございますが、2009年の親魚量は32万2,000tと見込まれており

まして、B limit であります 19 万 9,000 t を十分に上回っております。近年の漁獲水準であれば特に問題ないということをごさいます、資源水準は中位横ばい。漁獲圧の維持及び資源量の維持というシナリオに基づきまして、右のページにごさいますように、我が国周辺水域での A B C を 13 万 t から 15 万 7,000 t と算定をいたしております。

1 枚めくっていただきまして、秋季発生系群でごさいます。2009 年の親魚量は 62 万 6,000 t と、B limit 28 万 3,000 t を十分に上回っているということをごさいます。資源水準は高位で、資源動向は横ばいと判断をしております。漁獲圧の維持と親魚量の維持という同じシナリオに基づきまして、我が国水域での A B C を、右側にごさいますように 10 万 1,000 t から 16 万 1,000 t と算定をしております。

それから、昨年まで M S Y 水準維持というシナリオを提示してはいたしましたが、これは非常に不確実性も高いということで、過大評価の可能性もあるということから、参考値として載せております。

1 枚めくっていただきまして、次はズワイガニでごさいます。ズワイガニにつきましては、4 つの系群を評価しております。年齢係数がないということと、同じ大きさでも年齢が異なっているので、資源評価が非常に難しいと言われている資源でごさいます。

まず、ズワイガニの日本海系群でごさいます。これにつきましては海峡を 2 つに分けて、富山県以西の A 海区と新潟県以北の B 海区に分けて評価をしております。私どもの評価では、A 海区の資源水準は中位、資源は減少。B 海区の資源水準は中位、資源動向は横ばいと判断をしております。

親魚量の増大から維持のシナリオに基づきまして、右側にありますように A 海区の A B C を 3,300 t から 4,800 t、B 海区の A B C は 240 t から 530 t と算定をしております。

1 枚めくっていただいて、ズワイガニの太平洋北部系群でごさいます。資源水準は中位、資源動向としては増加と判断しています。この海域の資源につきましては、雌ガニの資源量を減少させないことが重要でごさいます。現在の漁獲量の維持から親魚量の維持シナリオに基づきまして、下の表にありますように A B C を 187 t から 376 t と算定をしております。

続きまして、ズワイガニのオホーツク海系群でごさいます。資源水準は低位で、動向は増加と判断しています。現存量推定値は増加してはいたしまして、現在の漁獲量は資源を持続的利用可能な範囲に抑えられていると考えております。資源の増加傾向に対応いたしまして、漁獲量の維持、資源動向に合わせた漁獲シナリオに基づきまして、A B C を 340 t か

ら 450 t と算定をしているところでございます。

続きまして、ズワイガニの北海道西部系群でございます。ここは非常に小規模な漁業で、道知事許可船 3 隻でベニズワイカニ漁業と兼業的に営まれている漁業でございます。現行の操業形態となった 97 年以降、漁獲量は安定をしております。資源水準は中位、動向は横ばいと考えております。資源の A B C としましては、現状の漁獲量を維持するという考えのもとで、43 t と算定をしているところでございます。

以上が、T A C 対象魚種でございます。

それから最後のページに T A E の対象魚種でございますが、右側でございますように、アカガレイ、サメガレイ、トラフグ、マコガレイ、ヤリイカ、イカナゴ、サワラ、マガレイ、ヤナギムシガレイにつきまして資源評価を行っているところでございます。それぞれお手元の資料にあるとおり、アカガレイが中位増加、サメガレイが低位横ばい、トラフグが中位横ばい、マコガレイが低位横ばい、ヤリイカが中位増加。それからイカナゴについては低位横ばい、サワラは低位横ばい、マガレイ日本海系群は低位で横ばい、ヤナギムシガレイ太平洋北部系群につきましては中位で増加という結果になっているところでございます。

資源評価については以上です。

○内海管理課長 その資源評価に基づきまして、22 年 T A C、T A E の説明をさせていただきます。少し長くなって恐縮ですが、御容赦ください。

22 年 T A C の説明に入りますが、その際に資料 4 - 4 というのが資料の中に入っているかと思えます。22 年漁獲可能量設定のポイントということでまとめさせていただきました。この紙については、T A C 設定についての当方の考え方を御理解いただくということでまとめたものでございます。少し説明させていただきます。

まず 1 点目の T A C の設定については、漁業の経営事情を勘案しつつ、A B C を可能な限り超えることのないようにするものとするという形で設定していきたいと考えております。なお A B C につきましては、先ほど漁場資源課長から説明がありましたように、資源管理のシナリオによって、その値が異なりますので、複数の管理シナリオで A B C を算出いただきまして、その中から A B C を選択していくという方法をとっております。

それから 2 点目に T A C を設定する時期ですが、より直近の資源動向を踏まえて設定するべきだと考えております。こちらの表にありますように、各魚種ごとに T A C の管理期間がそれぞれ異なっております。その開始される直前に、それぞれ設定をしていきたい

と考えております。

なお、サンマにつきましては後ほど説明をしたいと思います、関係業界及び都道府県の御意見を踏まえて、管理期間をサバ類などと同様の7月から6月に変更していきたいと考えております。

3点目ですが、先ほど21年TACの改定のところでも説明をいたしましたが、資源の予測には精度の限界があるということで、漁期開始後に資源評価が当初の見込みより改善されることが見込まれる場合に、新たな科学的データを用いて速やかに資源の再評価を行い、その結果を踏まえて漁獲可能量を改定していきたい。また、浮き魚資源につきましては漁場形成の状況を見て必要に応じ、漁獲可能量の改定と同時に、配分量の改定、追加配分を行っていきたいということで対応していきたいと考えております。

4点目としまして、今回TACを設定する魚種とは直接関係ありませんが、主たる生息水域が外国水域にある資源、これはスケトウダラのオホーツク海南部あるいは根室海峡、ズワイガニもオホーツク海系群といったものが該当しますが、我が国水域への来遊状況に変動があることを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量、強制規定が適用されるスケトウダラについては過去7年、適用されないズワイガニについては過去5年の最大漁獲量をベースに、TACを設定していきたいと考えております。これがTAC設定のポイントであります。

具体的数量ですが、資料4-5と4-6をごらんいただきつつ、説明を聞いていただければと思っております。今回TACを設定する魚種は、サンマ、マアジ、マイワシ、スルメイカの各種でございます。まずサンマについてですが、資料4-6をごらんください。1ページにサンマのTAC案についてということで、ここに中期的管理方針が設定をされております。これに基づいてTAC等を設定してきておりますが、サンマにつきましては漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内において、漁獲可能量を安定的に設定するものとするという形になっております。

22年のTACですが、資源は先ほどの説明にありましたように高水準にあります。従来からこの中期的管理方針に基づきまして、需給と価格形成との関係、漁業経営の状況等を踏まえてTACを設定しております。

それから、現時点では21年、ことしの漁期の終盤がまだ残されております。それから需給等に関する条件が今後どういうふうに変化するかが、現時点では明らかで

ないということで、とりあえず 22 年の T A C については、21 年漁期と同量の 45 万 5,000 t を仮置きするという形で置かせていただきまして、1 月以降、ことしの漁期のレビューですとか需給動向等を踏まえつつ関係者で議論を行い、必要に応じて漁期前に T A C 数量の見直しを行うという形にしたいと思っております。

なお、サンマの A B C は先ほどの資料の説明でもありましたが、資料の下のほうにも資源評価結果ということで書いておきました。このうちの我が国二百海里内の 117 万 2,000 t を、A B C として採用したいと考えております。

次に、資料 4 - 5 をごらんいただきたいのですが、サンマの T A C 全体で 45 万 5,000 t を仮置きしますと、それぞれの大管管理分と都道府県管理分の配分ということになります。大管管理漁業への数量配分については、先ほど申し上げましたように今後の検討を踏まえ、後日行うこととしたいと考えておりますが、1 枚めくっていただきますと裏に都道府県の分が載っております。今回は暫定的に、少量の漁獲の可能性がある北海道及び岩手県に 1,000 t ずつ配分を行うということで、その他の県は従来どおり若干の配分という形にさせていただきたいと思っております。

サンマにつきましては、先ほど申し上げましたように主要な操業が 7 月から開始されるということを考えまして、管理期間を変更したいと考えております。来年 5 月ごろの水政審において、改めて管理期間を変更した T A C 案をお諮りさせていただきたいと思っております。

それから、改めまして都道府県の表にあります「若干」という記載部分の配分について、少し解説させていただきたいと存じます。若干の配分につきましては、ズワイガニとマイワシ以外の魚種については、過去の漁獲実績がおおむね 100 t 以上あるもの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県。マイワシにつきましては、おおむね 30 t 以上ある都道府県、それからズワイガニについては過去の漁獲実績が 10 t 程度以下の都道府県が該当するというところで、若干の配分になった都道府県は数量はないものの、現状以上に漁獲努力量を増加させずに、また採捕の数量についても前年程度にとどめるよう努力するという形になっております。

それから、その若干もない「－」で数量を記載していない都道府県は、当然若干の要件にも満たない漁獲量しかない、資源に対する漁獲圧力は無視できるほど小さいということで、漁獲可能量による管理を必要としないと考えておるところであります。

次にマアジにつきまして、御説明をいたします。資料 4 - 6 に戻っていただきまして、

2 ページをごらんいただきたいと思います。マアジにつきましては中期的管理方針によって、太平洋系群については資源水準の維持を基本方向として、管理を行うものとする。対馬暖流系群については、大韓民国等と我が国の水域にまたがって分布し、向こうの国でも採捕が行われているということで、こういった関係国と協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大することを基本に、来遊量の年変動も配慮しながら、資源回復計画に基づく取り組みにより、管理を行っていくという形をとっております。

A B C limit については先ほども説明ありましたように、複数算定されておりますが、このうち今の中期的管理方針に即した A B C ということで、両系群とも現状の親魚量の維持というシナリオを採用させていただきまして、太平洋系群は 3 万 t、対馬暖流系群は我が国二百海里内の括弧内の数量になりますが 19 万 4,000 t ということで、合計 22 万 4,000 t という数量をベースとして、T A C も A B C と同数の 22 万 4,000 t という数量をセットしたいと考えております。

資料 4－5 で、それぞれ大臣管理漁業、都道府県への配分ということになりますが、昨年見直しを行いました過去 3 年間の漁獲比率に基づき、大臣管理分の配分 7 万 8,000 t、それから知事管理分の配分量につきましては、2 ページ目裏側の数量という形にさせていただきたいと考えております。

次にマイワシについての説明ですが、資料 4－6 の 3 ページをごらんいただきたいと思います。マイワシも中期的管理方針において、ほぼマアジとよく似た記載になっておりますが、太平洋系群については、資源水準の維持を基本方向として行う。対馬暖流系群については関係国等の採捕もあるということで、協調した管理に向けて取り組みつつ、資源の維持若しくは増大を基本に、来遊量の変動も配慮しながら、回復計画に基づく取り組みを進め、管理を行うという形にしております。

この方針に即しました A B C limit としましては、下にありますように、太平洋系群では親魚量の維持のシナリオを選択しまして 6 万 5,000 t、対馬暖流系群については資源が低位にあり、情報が不足しているということで、正式には A B C は算出されておませんが、今年度と同様参考値ということで算出していただきました A B C 参考値、親魚量の維持 7,000 t という数字が出ておりますので、合計数量 7 万 2,000 t を A B C の合計値に基づいて、T A C の総量もそれと同数の 7 万 2,000 t という形でセットしていきたいと考えております。

資料 4－5 に戻っていただきまして、大臣管理漁業、都道府県管理漁業への配分は、マ

アジと同じく過去3カ年の漁獲比率に基づく配分で、大臣管理分が4万1,000 t、知事管理分については、2ページ目のようにすべて「若干」という配分になっております。

先ほど説明しましたように、特にマイワシにつきましては、資源の減少に伴って漁獲量が低い水準で推移してきている。それから、漁場形成が不安定で混獲による採捕のウェイトが高まっているということで、一度、都道府県の分も数量管理できないかということでチャレンジをしてみたんですが、なかなかそこは難しいということで、過去の漁獲実績が30 t以上ある都道府県について、すべて若干という形で配分を行っているところであります。

次に、スルメイカについてはABCの状況、TACの状況を資料4-6の5ページに記載をしております。スルメイカの中期的管理方針は高位、中位にある資源が海洋環境の変化により大幅減少に転じる可能性があることから、資源動向の把握に努めつつ、海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方向として管理を行う。資源水準の変動に際しては、関係漁業者の経営への影響が大きくなり過ぎないように配慮を行うものとするとしておりますが、この方針に即しましたABC limit としましては、両系群ともに現状の親魚量の維持シナリオを採用したいと考えております。我が国二百海里内の数量ということで、そのシナリオに合致するABC limit、冬季発生系群が15万7,000 t、秋季発生系群が16万1,000 tということで、合計が31万8,000 tという形になります。これをベースとしまして、TACもその同量31万8,000 tとさせていただきたいと考えております。

配分につきましては資料4-5にありますように、ことし実は配分の比率について見直しを行いました。これに基づきまして大臣管理分については、そこに記載されておりますような漁業種類、それぞれの数量になっております。

また、知事管理分につきましてはその裏にありますように、すべて若干配分という形でセットしたいと考えております。

以上、4魚種について説明をいたしました。その他の22年度TACの設定につきましては、それぞれ管理期間前に改めて諮問させていただきたいと考えております。

なお、今回のTAC案につきましては、10月16日にマアジ、マイワシ、スルメイカについてTAC設定に関する意見交換会を公開で行わせていただきました。またその後、基本計画案についてパブリックコメントを実施させていただきましたが、直接TACに関連する意見はいただいておりません。御報告をさせていただきます。

以上がTACの説明ですが、続きましてTAEの説明をさせていただきたいと思っております。

いわゆるTAE、漁獲努力可能量。これは漁獲量と違いまして、漁獲努力可能量という形でTAEというふうに呼びあらわしておりますが、資料4-8をごらんいただきたいと思ひます。TAEにつきましてもTAC制度と同様、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に規定された漁獲努力量の総量管理制度であります。管理に係る手続はTAC制度と同様でありまして、これに係る特定海洋生物資源ごとに、漁獲努力量の総量の上限を基本計画に定めております。

また、TAEは採捕行為そのものを規制するものですので、対象魚種以外の漁獲も実質上制限されることから、期間、海域を定めて管理することとしております。TAEで管理する漁獲努力量は、具体的には統一的に操業隻数と操業日数の隻、操業隻日数で管理をするという形をとっております。

また、TAEにつきましても、具体的には資源回復計画とリンクした運用を行うようにしております。資源回復計画は、国または都道府県が各地の漁業者協議会での協議、広域漁業調整委員会、海区漁業調整委員会といったところの審議を経て作成をしておりまして、その中で減船ですとか休漁といった努力量の削減措置を講じております。

ところが、努力量をそういった形で削減しても、他方で漁獲圧力が別な期間、あるいは別のところで高まるということになっては困りますので、回復計画による努力量削減効果を担保するために、TAEはそれ以外の部分で努力量の上限を設定していこうということで運用を行っております。

具体的な資源回復計画とTAEとの関係は、資料4-8の裏側の2ページ目でございます。また後ほどごらんいただければと思ひますが、今回22年のTAE設定における変更点でございますが、4-8の一番下の部分にまとめておきました。1点、サワラの資源回復計画に関連しまして、このTAEの数量を変更したいと考えております。

サワラの瀬戸内海系群資源回復計画が現在進行中ですが、関係漁業者に休漁を行っていただきまして、努力量の削減を行っております。この部分についてTAEを設定しておりますが、資源回復計画におきまして伊予灘のさわら流し網漁業の休漁期間が、「5月1日から5月30日」となっていたものを、「5月16日から6月15日」という形で変更しております。この関係上、山口県のさわら流し網漁業のTAEの管理期間について、「6月1日から7月31日」までだったものを、「6月16日から7月31日」という形で変更しまして、TAE設定値についても「9,000隻日」から「6,787隻日」に変更するという変更を加えております。ほかの変更はございません。以上が、TAEに対する説明であります。

以上で、諮問第 167 号に係る説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。
○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

諮問第 167 号につきましては、大きく 3 つの項目に分かれておりますので、それぞれについて御意見を賜りたいと思います。

まず第 1 番目は、21 年の T A C の期中改定、追加配分につきまして御意見、御質問をお願いします。

○宮原委員 資源の評価との絡みもあるんですけど、21 年度の T A C の中でちょっと御検討いただきたいということです。実は北海道から要請を受けてきておりまして、道南の太平洋のスケトウの状況ですけども、21 年 10 月の時点で去年の倍の漁獲をしているという状況がございまして、このままでいくと早々に T A C を 100 % 消化してしまうんじゃないかということで、地元の北海道は新聞にも出ているぐらいで、タラコの業者も含めて、地元では関心が集まっているわけでございます。

資源評価の A B C について、ちょっとお考えを伺いたいと思っております、3 点ほど質問させていただきたいと思います。まず資源評価の A B C については、漁業者と研究者との実感が非常に乖離がある、違っているということで、科学的根拠については漁業者が理解できるように説明をするような場を持っていただきたい、これをまずお願いを申し上げます。

それから今、申し上げましたように、漁獲状況が予想以上に好転をしているわけございまして、資源の再評価といえますか、そういう仕組みについてもルール化をすべきではないかという要請が来ておりますので、好転した場合、資源をいかに再評価するかというルールづくりみたいなものを、制度として組み込んでほしいという要請もあります。

それから、漁業者が漁がいいからといってどんどんとっているわけではなくて、資源管理をかなりやっつけらっしゃるわけございまして、漁獲努力量についても削減をするなり、網数を制限するなりと、具体的に努力をされているので、資源評価の際に、そういった資源管理の努力も評価の対象にすべきではないかという要請を受けておりますので、水産庁のお考えをお示しいただければありがたいと思います。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

○香川漁場資源課長 まず、お答えしたいと思います。研究者と漁業者の意見交換の話ですが、毎年資源評価の結果を出すのが大体 9 月ぐらいにやっておりますが、その過程において、例えば各ブロックにおける資源評価の、いわゆる科学者と漁業者も入っていただい

た会合、あるいはケース・バイ・ケースで、それぞれ地元に行きまして話をするというのは、十分私どももやっておりますし、これからもそれはぜひ続けていかなければいけないことだと思っております。

それから2点目の、資源評価についてですけれども、基本的にはスケジュールとしては、今年資源評価を、例えばスケトウダラについて9月にやりましたので、今期の冬の漁獲データ等を組み込んだ形で、来年の資源評価にはそれは当然反映をされるということになっております。

スケトウダラについては4月～3月という漁期になっておりますけれども、私どもが今日説明した資源評価に基づいた形で来年早期に来年のTACが設定されると思いますが、来年また夏から秋にかけて再度資源評価をするというルールはございます。そういう形で、ルーチン的に資源の再評価はやるということでやっております。

それから、漁業者のやっておられる資源管理の評価というのは、ちょっと意味がよくわかりませんが、恐らく漁業者の方といつも資源についての意見交換をしていますし、私どもは漁業者の方の資源に対する見方も組み込んだ形で評価をしていると考えております。

○宮原委員 香川課長のお話ですと、ちょっとタイミングがずれると思いますので、もっと早目に年内にでも、そういう漁業者との意見交換の場といったことを考えていただけないかと。

○木島資源管理推進室長 今、宮原委員からスケトウダラについて、非常に漁獲がいいという話。それは私どもとしても十分承知をしておるところでございます。

ただ、先ほど香川課長から説明がございましたように、基本的に太平洋のスケトウダラについては、資源状況がまだ芳しくないという状況があることがまず第1点。

2点目に、今の来遊がいいというのは、水産研究所なりの話によれば、平成17年生まれの4歳魚がかなり豊度がいいんですけども、その前後については余りよくないという話があるようです。

ただ、いずれにしても、漁業者の方が変に不満を持っているという話は承知しております。12月の頭にも現地に赴きまして、現場の方の御不満なり御意見なりを十分聞いておきたいと思っております。その際には、研究者の方も来ていただくように、今準備を進めているところでございます。そういう現場の方の御意見、御要望を踏まえまして来年のTAC、またことしのTACはどうするのかということについても、慎重に考えていきたい

と思っております。

○櫻本分科会長 私から1点ちょっとお聞きしたいんですけども、漁業者と研究者で感覚がかなり違うというのは、ABCあるいはTACを決めた時点でそういう乖離があったのか、それとも実際とり始めてみたら、結構とれるじゃないかという話なのか、どちらなんでしょうか。

○宮原委員 櫻本先生のおっしゃるように後のほうの、実際にやってみたらとれてきたということでございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

特段ないようでしたら、第2番目の22年度のTACに入りたいと思います。4魚種についてTACの説明がございましたけれども、これにつきまして何か御意見、御質問ございますでしょうか。

能登委員、お願いします。

○能登委員 先ほど内海課長から22年度のTACの設定で、スルメイカのことについてちょっと聞きたいんですけども。前に木島室長ともよく話をした経緯がありますが、北海道の混獲でとられる若干量の定置部分の、先ほど若干量と言いましたよね。何tまでが若干量と言いましたか、ちょっと確認したいんです。

○木島資源管理推進室長 私のほうからかわりにお答えしたいと思います。この「若干」につきましては、一つには先ほど内海課長から御説明しましたように、まず数が少ない場合。もう一つが、今、能登委員がいみじくもおっしゃいましたように定置が多い場合。実は定置漁業の場合に非常に管理が難しい、つまり網をとめられないという特性がございますものですから、定置の比率が過半に占めている場合には、そういう県に対して若干ということで配分しているところでございます。

スルメイカにつきましても、北海道の場合に6割強が定置による漁獲になっておるものですから、北海道の漁獲の状況はかなりいいんですが、北海道に関しては若干ということで配分をしております。

ただ、先ほど御説明しましたように、若干におきましても前年程度の漁獲におさめるといのが決まりでございますので、それについては各県に対して指導をしているところでございます。

○能登委員 そのことも、私も十分承知しながらお話ししているんですけども、ただ、

混獲でとられている定置のイカの混獲の依存度が、1年増しに非常に多くなってきている。

それから、その形が価格の大勢の中へ影響がなければいいんだけども、とるなということとは違いますよ。私は漁業者だから、とって幾らの世界ですからとるのはいいんだけど、お互いに漁獲をしながら価格体制をどうするんだという形をしていかなければ、私はこれからとるだけではだめだと思っているんですよ。その形が1年増しに漁獲が多くなっていて、網に入ったものは捨てるわけにいかないから、そういう形で話はしているんだろうと思います。

私、2年ぐらい前に特別委員になったときに、定置のその部分の在庫が満杯になりました、価格が大暴落した経緯があるんです。私、このお話もした経緯があるんです。

北海道のいか釣協会の会議なりは、定置の部分の依存度が高いものですから、何とかTACの設定の活動ができないかという話が常にあるんです。それから、釣りのほうは私が言うまでもなく御存じのとおり、漁獲制限をしたり水利の設定、休漁を設定しながら、さまざまな過程の中で、ある程度の価格維持体制をどうするかということは真剣に各県を見ながら、日本全国津々浦々考えていると思いますけれども。そういうことによって、さまざまな形で起きる課題があるので、ひとつ水産庁が入りまして、数量の管理をもう少ししてもらいながら、お互いにとる、依存する漁業者同士の話し合いは道が中心になるのか、水産庁が中心になるのかわかりませんが、中持ちしながら価格体制をどういう形にするかということをするべきではないかと思っているんです。

とるなということとは違いますよ。漁業者だからとるのは結構だけど、これから来年に向けて、木島室長が足を運んでくれると思いますけれども、ひとつ北海道のほうにも。私も会議があれば東京の管理課に行っております。昨年の中、ことし会議をする予定だったんです。ところがやっぱり組合も絡んでいまして、お互いの話し合いがなかなか持たれないような状況になっているものですから、そういう努力を、水産庁で中持ちを持っていただきたいという思いでおりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○木島資源管理推進室長 私も北海道に行く機会が結構ございますので、基本的に定置の問題は道の話ではあるんですが、どのようにうまくイカが値段も維持できながら、円滑に生産ができるのかについてはしっかりと考えるように、道に対しても言っていきたいと思っております。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

○能登委員 はい。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

八木田委員、お願いします。

○八木田委員 サンマの件ですけれども、22年度のTACの設定の方針については、そのとおりでいいと思うんですが、21年度の資源評価の結果についてということで、先ほど宮原さんが言っていたとおりに、漁業者と研究の結果に乖離があるような話がありましたが、全くサンマの部分もそのとおりです。

サンマの太平洋北西部系群というのは、資源量を400万t前後ということで高位横ばいということですが、再度確認したいんですが、まず太平洋北西部系群というのは何度以西の部分なんでしょうか。

○香川漁場資源課長 これは北太平洋の系群1本で考えておりますが、具体的な場所としては、西経165度以西の系群を全部対象としております。それで400万tと申し上げております。

○八木田委員 わかりました、165度以西ですね。そうしたときには確かに400万tということで、高位横ばいということになるんでしょうけれども、実際私どもが操業するのは、本当の西の端っこの日本に来る部分ということになりますよね。

その中で去年までは確かに高位安定で、非常にCPUも高いということで、私どもも実際本当に資源がふえてきているんだなという実感を受けていたんですが、21年度、本年度におきましては、5月に試験操業が出た時点から、資源的に分布密度も落ちてきている、量もなくなってきているというのが実感でございます。

全さんまで出している11月18日現在の速報値で集計した中でも、全さんま部分でなくて総計の部分でも操業隻数1.16ということで、16%操業隻数がふえているにもかかわらず、水揚げ数量は92%に落ち込んでいるという現状です。

そしてまた資源評価用語ということで、CPUはここと言えば操業1日1隻当たりの漁獲量ということですが、ここの部分ではサンマの操業で落ち込んで減っているんですが、それ以上に、1網当たりの漁獲量が目に見えない形で、物すごい落ち込んでいるというのが現状なんです。その辺を踏まえて、物を少し考えていただきたい。

この数字が、非常に私どもの価格にも影響してくるということで、サンマの資源評価をするときに160度以西の中で非常に大ざっぱというか、広い中で考え過ぎているような感

じがしております、でき得れば日本近海に押し寄せる資源量の中で、物の考え方をしていただければ幸いかなと思うんです。それができないならできないでいいんですけども、その辺 21 年の評価についても、ちょっと違いますよということです。

だから、160 度以西という物の考え方で見れば確かにそうかもしれませんが、私ども実際に漁業に携わる部分の日本近海に押し寄せる資源量では、若干変化が出てきていますよと。間違いなく減少傾向にありますよということを今、ここでお話しさせていただきたいと思います。

○香川漁場資源課長 資源評価については、今年の資源評価を今の時点で見直すということはなかなか難しいんですけども、来年は夏の時点において今年の漁獲データを分析しまして、もう一回今年の資源状態について再評価をすると同時に、来年の漁期の予測をするという作業を行っております。そういう意味では、さっきタイムラグというのがございましたけども、改めて今年の分については評価をすることになっています。

それから、全体の資源量が日本の周辺で幾らあるかというのは私、今、手元に情報を持っておりませんが、先ほど申し上げました資源評価結果の表の中で括弧の中がございませよね。これがいわゆる日本の周辺水域での漁獲量ということで、御理解いただければと思います。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

○八木田委員 はい。

○櫻本分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、第 3 番目の 22 年度の T A E の設定について御意見、御質問ございますでしょうか。1 点、サワラの T A E が変更されるということですが。

特段御意見がないようでしたら、諮問第 167 号につきましては原案どおり承認していただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○櫻本分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、会議が始まりまして 1 時間半経過したんですが、ここで 10 分間お休みをとりまして、3 時 10 分から再開したいと思います。

〔暫時休憩〕

○櫻本分科会長 それでは、議事を再開したいと思います。

何かちょっと変なところで切ってしまったかもしれませんが、諮問第 165 号、諮問

第 166 号、諮問第 167 号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 1 水 審 第 2 0 号

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日

農林水産大臣 赤 松 広 隆 殿

水産政策審議会

会 長 櫻 本 和 美

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日に開催された水産政策審議会第 4 4 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問どおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 1 6 5 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

諮問第 1 6 6 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
(日本海の海域)の公示について

諮問第 1 6 7 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に
基づく基本計画の検討等について

これを次長にお渡しいたします。

[答申書手交]

(報告事項)

①第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

○櫻本分科会長 次に、報告事項に入りたいと思います。

まず最初に、「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」、報告をお願いいたします。

○木島資源管理推進室長 それでは資料 5 に従いまして、T A C 対象魚種の第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量の状況について御報告いたします。

6 月 30 日までの T A C 管理期間になっております、サバとズワイガニでございますけ

れども、サバに関しましては昨年7月からことし6月末までの漁獲数量が、全体のTACのうちの62%にとどまったということでございます。それからズワイガニに関しまして、同じように62%にとどまったという状況でございます。

あとの魚種につきましては参考でございますけれども、当然サンマとかにつきましてはまだ漁期が始まっておりませんのでゼロでございますし、またスケトウダラ、マアジ、イワシ、スルメイカに関しましてはこの数字のとおりでございます。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

②指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

○櫻本分科会長 それでは次の「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、御報告をお願いいたします。

○徳田企画課長 資料6に基づきまして、「指定漁業の許可及び起業の認可の状況について」、御報告いたします。

本報告は漁業法第64条に基づき、毎年本審議会に報告しているものでございます。表紙をめくって2枚目で、指定漁業の許可期間及び許可認可隻数の本年10月1日現在と、昨年10月1日時点との比較でございます。

1番目の沖合底びき網漁業から8番目のいか釣り漁業は、5年ごとに更新する許可漁業でございます。前回の許認可の更新は、平成19年8月に実施したところでございます。9番の遠洋底びき網漁業以降は、毎年更新する1年許可漁業となっております。

表の一番右の許認可隻数の増減を見ていただきますと、全体で250隻の減となっております。減少の理由といたしましては国際減船、起業の認可の期限切れ、自主廃業となっております。

次の2ページから4ページにかけては、許認可隻数のうちトン数階層別の内訳をつけさせていただいておりますが、これにつきましては説明は省略させていただきます。

最後に5ページで、指定漁業の漁獲量でございます。実績につきましては、現在把握できているのは19年と20年の比較になっておりますので、御注意をお願いしたいと思います。

漁獲量は下から２段目の右端にありますように、指定漁業全体で３万 6,000 t の減少となっております。主に大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業での減少となっております。これは漁場形成の変動、気象海況や休漁の影響による水揚げ量の減少となっております。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ次に移りたいと思います。

③諸外国の漁業制度に係る事例調査等について

○櫻本分科会長 次に、「諸外国の漁業制度に係る事例調査等について」、報告をお願いいたします。

○徳田企画課長 資料 7 に基づきまして、「諸外国の漁業制度に係る事例調査について」、御報告いたします。

初めに、資料 1 ページの経緯についてでございますが、本年 3 月に閣議決定されました規制改革推進のための 3 カ年計画におきまして、水産資源の保存・管理、資源管理に係る公的な独立機関の関与の有無、I Q ・ I T Q 方式の導入状況につきまして諸外国の事例を調査し、公表することとされたところでございます。また、今回せっかく諸外国の調査を行いますので、さきに述べた以外の項目についても調査したところでございます。

本調査は在外公館を通じ、調査を行った 28 カ国のうち、現在 20 カ国から回答がありましたものを取りまとめたものでございます。今後、各課から項目ごとに説明いたします。

まず、1 ページの項目 2 の水産資源の保存・管理についてでございますが、この項目では水産資源の法的な位置づけの有無と、その法的効果や根拠を調査いたしました。その結果、20 カ国のうち法的に位置づけている国は 13 カ国であり、法的に位置づけていない国は 7 カ国となっております。また、法的に位置づけている国のうち、国または国民が水産資源を有する旨の規定をしている国は、ペルーやロシアなど 8 カ国であります。国が資源を管理する権限を有する旨規定している国は、韓国やノルウェーなど 7 カ国でございました。なお、イタリアからは明示の回答がありません。

本報告については以上でございまして、次に漁場資源課から項目 3 について説明させて

いただきます。

○香川漁場資源課長 3の資源評価制度について御説明させていただきます。調査内容は、資源調査についてどのような仕組みでやっているのかということ、制度があるのかということ、法的根拠の有無、国以外の組織・機関の関与の有無、それから外国人研究者の関与の有無でございます。

調査結果としましてはここにございますように、ほとんどの国で資源評価の制度があるということでございます。イタリアはE Uの共通の国際管理委員会に評価を任せているということでございますが、ほとんどの国はその制度がありますということでございます。

それから、その評価についても、法的根拠についてもほとんどの国があるということです。

それから国以外の組織・機関の関与有無についても、不明の国はございますが、ほとんどの国が国以外の組織・機関も入っております。

それから外国人については、関わっているという国は少ない方ではございます。ほとんどの国が関わっていないということでございます。

これをまとめますと、資源評価についてはまず制度はほとんどの国であるということでございます。ヨーロッパ諸国は漁場が競合しておりまして、ICESという国際組織がありますので、そこに評価を委託して、その他の国は自前でやっているということでございます。それから、国以外の機関も資源評価に入っているということでございます。

日本の状況ですが、もちろん制度はございますし、そういう根拠もございます。日本においても大学関係者とか、国以外の関係者に資源評価に参加していただいております、公平性、客観性を維持しているということでございます。

外国人科学者についても、今年初めて日本のABC算定の基本的な規則について意見を聞いておりますが、妥当な評価方法だということで、方法論として概ね妥当な回答を得ているところでございます。

以上です。

○木島資源管理推進室長 それでは、4の資源管理制度について御説明したいと思います。

まずIQ・ITQ方式を導入している国・地域についての調査でございますが、ここに書いてございますように、IQ方式に関しまして10カ国で導入しているということでございます。また、導入していない国は8カ国でございますけど、このうちの多くがIQではなくてITQを導入しているという状況でございます。

次のページでございますけれども、I T Q方式の導入の有無は今申し上げましたように、アメリカですとかニュージーランドとかスペインという国は、I T Q方式は導入されているという状況でございますが、I T Q方式は導入していないと答えをしてきた国が、イギリスやノルウェーでございます。

ただ、(3)にございますように、I T Qを導入している場合におきましても、その範囲、また魚種なりの範囲は非常に部分的だという国がほとんどでございます。配分に当たっては、実績に基づくという国がほとんどございました。オークションもございましたが、余りやられていないという状況にございました。

それからイギリスはちょっと特出しておりますけれども、生産者団体にクォータを割って、その中で管理が行われているという紹介がございました。

資源状況等の変動に関しまして、明確に回答してきた国はございませんでした。それがI Qの導入状況に関する調査状況でございます。

参考に我が国の漁業団体につきまして、I Q・I T Qについてどのようにお考えになっているかということ进行调查したのが、この参考でございます。関係の漁業主要団体にアンケート調査を配布して回答いただいたものでございます。

まず現行のI Q制度は、遠洋マグロとベニズワイガニ漁業、かご漁業に対してI Q制度を今実施しておりますけれども、それについての調査を行ったところ、円滑に執行されているという回答ではございましたが、かなり事務手続が面倒であるという意見もございました。

それから、I Qの導入にどういうメリットがあるのかということについてもお聞きしたところ、メリットがないという意見がございましたが、可能性としてはこういうメリットもあり得るかもしれないということが、1)、2)、3)であるように、1隻ごとの漁獲量の把握ができることで、T A C管理が今より簡単になるんじゃないかという話ですとか、経営の自由度が向上するといった意見がございました。

一方、こういう問題点があるということでございますけれども、行政コストが高いですとか、あとは割当の権利化が行われて、資源量に応じた、例えばT A Cなり漁獲圧の変更が難しくなるということですか、今、地元で行われていますいろんな取り組みが、うまく機能しなくなるおそれがあるんじゃないかということについても、お答えをいただいております。

今後のI Q制度、今2漁業でやっておるわけですがけれども、この制度の拡大につきまして

ては、現行のトン数規制を見直すことが条件だろうという意見もございましたが、まず関係漁業者との十分な検討が必要だということですか、今は拡大すべきじゃないという意見ですか、あとはよくわからないという意見もございました。

一方、I T Qでございますけれども、メリットがあるのかということにつきましては、漁業の集約化・効率化が図られるんじゃないかという意見も一部ございましたが、ほとんどの漁業団体の方は、メリットがないんじゃないかという回答でございました。

じゃあ、具体的にデメリットがあるのかということでございますけれども、漁業の寡占化・独占化が進む可能性があるということですか、漁業者以外に枠が流れていくんじゃないかという御意見ですか、コストが高いんじゃないかという御意見がございました。

いずれにいたしましてもI T Q制度に関しましては、賛成だと、やるべきだという意見は漁業者団体からはございませんでした。また、中小漁業者の経営を圧迫するということから、よくないという意見ですか、大手や資本の大きな漁業者が独占するんじゃないかということ、それから先ほどのI Qと同じで、地元の自主的な資源管理の取り組みが機能しなくなるんじゃないかということですか、国民全体でコンセンサスを得る必要があるんじゃないかという意見がございました。

いずれにいたしましても、一律の導入は難しいんじゃないかとか、強引に導入しようとするれば、一番重要な要素でございます、漁業者の納得が得られないという意見がございました。

以上でございます。

○櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

昨年、随分議論になったI Q、I T Qですけれども、外国の状況を調査していただいたということですが、これに対して何か御意見、御質問ございますでしょうか。

④T A C設定魚種の見直し及びモニタリングの強化について

○櫻本分科会長 特段なければ、次の「T A C設定魚種の見直し及びモニタリングの強化について」、御報告をお願いします。

○木島資源管理推進室長 これも先ほどの資料7と同じ、規制改革推進のための3か年計画で規定が行われているところでございます。ここにございますように、まずT A C設定魚種につきまして、カタクチイワシですかホッケのような魚種につきましても、価格の

な知見の集積に努めるとともに、TAC対象魚種に追加するように検討を行いなさいというところでございます。

ただ、このような魚種につきましては、昨年12月にまとめていただきました、TAC制度等の検討に係る有識者懇談会の取りまとめ結果と、基本的に今の状況が全く変わってございません。ですから現時点におきましては、新たな魚種の追加についての必要性は低いんじゃないかということでございます。

次のページでサバにつきまして、現在マサバとゴマサバを一緒に漁獲可能量に設定しているわけでございますけれども、それぞれについて別に管理を行う、具体的にはマサバとゴマサバの水揚げ量について、データがちゃんとそろそろようように検討してはどうかということでございます。

ただ、このマサバとゴマサバの水揚げ量に係るデータに関しましては、まず市場のほうで種別に取り扱いが行われていないということがございます。また、目視であるということから、正確に判断ができていないということもございます。

漁獲成績報告書に関しましても、漁業者の判断によるということもございますし、許可漁業だけのデータしかないということもございます。

研究機関によるサンプル調査データを使ったらどうかということにつきましては、そもそもサンプル数が限られるということから、全体の把握のためにはかなりの引き伸ばしが必要になってくるわけでございます。ですから、かなりラフなデータになるおそれがあるということもございます。

それから、漁業者の自主的な判断・収集のデータを使ってはどうかということにつきましては、そもそもそのデータが漁業、また地域が限定されるということですか、あと何回も出てまいりますけれども、正確性に問題があるという課題がございます。

いずれにいたしましても、いずれのデータも現時点におきましてはマサバとゴマサバについて、その漁獲の状況を厳格に収集することは困難であるということから、現時点においてはTAC管理につきまして、直接マサバとゴマサバを別々に管理することは適切じゃない状況にあると考えております。

3ページをごらんいただきたいと思います。次に、TACの厳守に向けたモニタリングの強化をすべきではないかということでございます。まず現時点におきまして、漁獲可能量の漁獲量の把握でございますが、毎月10日までに、またはTAC枠の消化率が高くなった場合に、より短い間隔で報告を求めて、採捕数量が把握されている状況でございます。

また、突発的な漁獲や混獲などによって、TACの超過が懸念されるマイワシに関しまして、さらに主要県におきましては、マイワシ採捕に関する管理方針が決められておりまして、それに基づいて採捕数量の把握が行われている状況でございます。

それから、実際に水揚げの状況を調査したのがその下の○でございます。サンマに関しましては、根室、宮古、女川ですとか各地で、実際に調査に出向きまして見たところでは、不適切な処理は確認されていなかったわけでございます。

またスルメイカに関しましても、八戸に行ってチェックをしましたが、不適切な処理は確認されていないという状況でございました。

以上でございます。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 質問ということじゃないんですけども、先ほどの事例で、閣議決定に基づいて3か年計画で規制改革とか、いろいろやってきていますね。これはこれでわかるんですけども、このことに限らず、今なったばかりですけど、今度民主党政権にかわりましてですね。今までのを見ていると、今まで自民党がやってきたものをみんなだめだといって、みんなぶった切っているわけだから、こういうのは残るのか。このことだけじゃなくて水産全般として、今後どんな方向になるんですか。わかる範囲でお答えいただければありがたいんですけども。

○山下水産庁次長 大変難しい質問であります。まず規制改革推進の問題につきましては、きのうかおととい、内閣に設けられたいろんな従来の会議の見直しがございましたが、その中では全く触れられておりません。この規制改革については引き続き存在しておるといふふうに理解をしています。

それから、水産業全般にわたってのいろんな施策なり何なりでございますけども、例えば21年度の補正予算につきまして、新政権になりまして、多少減額するという作業を行いました。その際、水産の分野の補正予算に関して、これはだめだということは一切ございませんで、項目としてはすべて新政権のもとで継続して認められております。

金額のほうは、例えば向こう2年なり3年ぐらいの基金として要求しておりましたものを、来年度分、再来年度分についてはとりあえず返せということで減額をするということは、この補正予算についてございましたけども、先ほど申し上げたように、事業そのもの

をなくすということは一切ございませんでした。そういうことから申し上げますと、水産業行政に関して継続性を持って引き続きやっていけるというふうに今、考えているところでございます。

現時点で来年以降のことまで申し上げるのは難しいんですけども、今、来年度 22 年度の予算編成をやっていますが、これも当初 8 月末に前政権のもとで出しました 22 年度の概算要求をさらに見直しを行いまして、10 月に出し直しをしております。ここでも水産にかかわるいろんな事業に関しましては、さほど大きな差はなかったと考えられますし、それから項目でこれはもうやめてしまえということもございませんでした。

むしろプラスアルファ、新しい事業といいますか予算で、戸別所得補償に関する調査を水産においてもやるんだという新しい予算が今、計上されているところであります。そういう意味で来年度以降は、徐々に具体的に変化が出てくる可能性はあるかなと思っております。

○山田委員 ありがとうございます。

それともう 1 点、具体的に一つお聞きしたいんですけども、これは私より宮原委員のほうがよくわかっているかと思うんですが、燃油の高騰対策で基金を利用して、我々漁業者もお金を出してということで、全漁連さんが主体になって、万が一のときに発動できるような構想で進もうということだったんですが、これはどういうふうになるんですか。今のあれですと、基金は全部戻さなきゃならんとなると、ああいう話もみんなだめになっちゃうんですか。

○宮原委員 22 年度の予算の中に入っているんですけども、これは仕分けの作業が今されているわけです。

○徳田企画課長 来年度要求として燃油高騰のセーフティーネットということで、国と漁業者が積み立ててやるという仕組みで 20 億計上し、養殖の関係の配合飼料で 2 億ということで計上しております。ただ、これについては来週、行政刷新会議の仕分け作業が控えております。

○山田委員 それに入っているんですか。

○徳田企画課長 はい、項目で入っております。

○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

(その他)

○櫻本分科会長 もしなければ、本日予定しておりました議題はこれで終わりますが、それ以外で何か特に御発言があれば。

高橋委員、お願いします。

○高橋委員 「その他」ということでよろしいですか。

○櫻本分科会長 はい。

○高橋委員 1点、マグロの件で要請をしておきたいと思っております。実は、過日のミナミマグロ、それから大西洋のマグロの問題で、2割、4割の削減となりました。これらの漁場の開拓について、当然漁船の多くの皆さんが、多くの犠牲を払いながら開拓をしてきたということについては皆さん依存はないと思うんですが、その漁船員の皆さんに何ら事前の説明もなく、それから報告もなく、一方的にマスコミ報道をされたということにつきましては、非常に私どもも憤りを感じますけども、今回減船という話も出ておりませんので、心情的には若干落ちついているという状況でございます。

そういった中で、春先に87隻の減船をしましたが、この乗組員の多くが、まだ離職中であるという方がかなり多くおられます。特に、50歳を超えた皆さんの就職活動につきましては非常に困難であると、想像を絶するようなものがありますということ、再度御認識をいただきたいと思っております。

確かに国際的には大変な状況なわけですから、全く理解をしないということではございませんけども、特に国際の場での交渉については、ふんどしをもう一度締め直して、後ろにはこういうふうな悲惨なこともあるんだということ、交渉に望んでいただきたいと思えます。

特に今回の地中海、それから豪州の問題については、早い時期から畜養というものがあって、非常に問題提起もしてきましたけども、急速な発展に基づいて、かなり大量に資源を荒し回ったということから、日本のほうもかなり輸入をしたということの反省も踏まえまして、今後はこういうことが事前にわかるのであれば、資源管理の観点からも、やはり輸入規制をきちんとした形の中で、目に見えるような施策、方策が必要ではないのかなと思えますので、後段のほうは意見として述べておきます。

以上です。

○櫻本分科会長 ありがとうございます。

○花房遠洋課長 ありがとうございます。御意見をお伺いしました。事前の説明もなく、

事後の報告もなくという点でございますが、水産庁としましては、業界の代表者の方ではございますが事前の打ち合わせを十分やり、かつ現地でも十分打ち合わせをやりながら交渉をさせてきていただいております。

事後につきましてどの程度説明かというのは、あらゆる機会をとらえてこれからも説明していきますけども、高橋委員のお耳に入っていなかったというのはおわび申し上げます。何か情報通路が詰っていたのかと思います。

それから輸入規制に関してでございますけども、日本が市場国ということで、市場国としての日本の責任を果たすという面からも、国際交渉の場でも積極的に日本のマーケットをいかに閉めるかという点で、日本から提案をして、国際ルール化して、現在もやっているとところでございます。

これからもまた新しいルールが決まりましたので、それに違反して漁獲されたマグロ類が入らないようにというのは、引き続き体制をきちっとやっていきたいと思っております。
○櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ次回の予定について、事務局からお願いします。

○内海管理課長 次回の資源管理分科会の日程ですが、例年2月に開催をさせていただいております。同じ時期にお願いしたいと考えておりますが、具体的には後日、事務局から日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○櫻本分科会長 それではまた後日御連絡があると思っておりますので、委員の皆様方にはよろしくお願申し上げます。

それでは以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終了いたします。どうも、長時間ありがとうございました。

閉 会